

2025年1月10日

各位

東京都渋谷区東 1 - 26 - 20
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡伸一郎
(東証スタンダード コード番号: 3322)
問合せ先
管理部 長 松浦孝暢
電話番号 03-5469-7300 (代表)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年11月13日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」（以下、「2024年11月13日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるスタンダード市場（以下、「スタンダード市場」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年1月10日から2025年2月9日まで整理銘柄に指定された後、2025年2月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2024年11月13日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、1,205,500株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
4,751,631株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
4,751,634株

(注) 当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、2025年2月12日付で自己株式2,210,766株（2024年11月13日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の株主は株式会社エクステンド（以下、「エクステンド」といいます。）のみとなり、エクステンド以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当該1株未満の端数に相当する数の株式については、当社株式が2025年2月10日をもって上場廃止となり、市場株価のない株式となる予定であることから、競売によって買付人が現れる可能性が期待できないこと等を踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、エクステンドが買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年2月12日の最終の当社の株主名簿においてエクステンド以外の株主の皆様が保有する当社株式の数に900円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は12株となること、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はエクステンドのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第15条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年2月13日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年1月10日（金）
② 整理銘柄指定日	2025年1月10日（金）（予定）
③ 売買最終日	2025年2月7日（金）（予定）
④ 上場廃止日	2025年2月10日（月）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2025年2月13日（木）（予定）

以上